

平成30年度 事業・活動計画について  
平成30年 2月1日 ~ 平成31年1月31日迄

## 1. 農村ホームステイ事業

### (1) 教育旅行受け入れ事業

#### 1) 春の受け入れ

日程	学校名	人数
5月19日(土)～20日(日)	奈良学園高等学校	200名
6月3日(日)～4日(月)	大阪府立園芸高等学校	200名
7月3日(火)～4日(水)	大阪府立鳳高等学校	320名
		計720名

#### 2) 秋の受け入れ

日程	学校名	人数
9月18日(火)～19日(水)	大阪府立市岡高等学校	320名
9月26日(水)～27日(木)	大阪府立渋谷高等学校	320名
10月2日(火)～3日(水)	大阪府立布施高等学校	360名
10月10日(水)～11日(木)	大阪府立東百舌鳥高等学校	320名
10月15日(月)～16日(火)	大阪府立守口東高等学校	240名
10月22日(月)～23日(火)	神奈川県立川和高等学校	320名
		計1,880名

※守口東高校のみ午前に入退村式を行う予定。

**合計 2,600名**

### (2) 食農キャンプ2018

地元の高校生を対象とした農村ホームステイとして「食農キャンプ2018」を開催する予定。※夏休み期間(日程未定)

## 2. 事前・事後学習事業

### (1) 事前説明会の実施

体験前に来勝予定校に出向き、簡単な十勝の説明や農村ホームステイでの注意点を伝える。また、高校生の質問にも答え、ホームステイに対する不安を少しでも取り除く。

### (2) 事前・事後学習プログラムの提案及び実施サポート

当法人が用意した出前授業を実施するのではなく、高校生自らが考え、受動的ではなく能動的に実施できる事前・事後学習プログラムを提案する。(例：事前…ホームステイ先の家庭でどんなことに注意して体験をするべきか？、事後…お世話になったホームステイ先にお礼としてどんなことが出来るか？) また、そのプログラムを実施するに当たって、各学校でのサポートを行う。

## 3. 交流事業

### (1) フォトコンテスト2018の実施

農村ホームステイで生まれた、つながりや愛着を育むことへのサポートとして、「農村ホームステイフォトコンテスト」を実施する。

### (2) 事後交流の場の創出

これまでに来勝した学生を対象として、年間5名程度を十勝に招待し、事後交流(受け入れ家庭への再訪)の場を提供する。対象者は、受け入れ家庭との交流をさらに深めたい者、第一次産業についてさらに理解を深めたい者、十勝を訪れて生き方などについて自らと向き合いたい者等とし、書類選考を踏まえて決定する。

### (3) 交流部会について

受け入れ家庭同士の更なる親睦を深め、ホームステイに参画するもの同士の想いを共有する場として交流会を実施し、また、宿泊を伴う慰労交流会を行う。

### (4) 研修部会について

ホームステイ事業の更なる可能性を拡げていく場として、研修会や視察を実施する。

### (5) 普及部会について

受け入れ家庭の拡充にむけて、JA青年部や女性部への働きかけを行い、地域ごとに説明会や勉強会を実施する場を設置する。

(6)各町村単位でのホームステイ写真展の開催（各協議会との共催事業）

昨年度に引き続き、既存のホームステイ写真パネルを使用し、各協議会との共催事業として各町村での写真展を実施する。

(7)自治体事務局の会議開催について

目的：「なぜ、農村ホームステイなのか？なぜ、受け入れを行うのか？」というビジョンを共有し、オール十勝でのバックアップ体制を整える。

開催頻度：年2回（5月と1～2月を予定）

内容：研修会等による農村ホームステイのルールの再確認と意義の共有、情報交換など

(8)情報発信サイトの開設について

目的：ホームステイを体験して十勝をより身近に感じた高校生が、帰った後も十勝とつながれる場として、SNSを活用した十勝からの情報発信サイト（既存のHPのリニューアル）を立ち上げる。

内容：十勝の情報（十勝の『今』（四季や収穫物等）を伝える）、受け入れ家庭の紹介、動画配信

体制：十勝の情報は各協議会から1名（既にSNS等で情報発信をしている方）選出していただき、週1回（1協議会は3ヶ月に1回）情報を投稿する。また、受け入れ家庭紹介ページ・動画配信は事務局が運営する。

## 4. その他法人の運営に関わるもの（本部管理）

(1)各団体間及び内部の調整業務

- ・学校との調整（農村ホームステイ及び事後学習等）
- ・旅行会社との調整・連絡
- ・学校説明会の実施
- ・受け入れ協議会との調整・連絡
- ・受け入れ協議会間の調整・連絡
- ・受け入れ協議会のサポート
- ・受け入れ当日のサポート
- ・保険等の加入手続き
- ・交流・研修・普及部会の事務全般
- ・総会、理事会の運営全般

(2)NPO法人運営に係わる会議・研修会・フォーラム等の準備・実施及び、組織の拡充に係わる活動

(3) 賛助会費について

これまでの当法人での賛助会員の規定を改め、個人や団体からの加入促進を計る。

変更点：金額、使用用途、集め方

使用用途：事業運営資金、ホームステイを体験した生徒や卒業生との事後交流

集め方：個人、団体による加入（情報発信サイトでの賛助会員募集の宣伝、講演会での宣伝、企業等への直接宣伝等）や各 JA 等による団体会員への加入。

※別添冊子参照（賛助会員募集のご案内）

(4) 年間カレンダー、機関紙、活動報告 DVD の作成